

令和4年度 大分県農地中間管理事業推進指針

大分県農業農村振興公社（大分県農地中間管理機構）

1 基本的な方向

農業経営の規模拡大、耕作地の集団化、農業への新規参入の促進等による農地利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資することを目的に平成26年にスタートした農地中間管理事業が8年を経過した。

この間、本県における農地中間管理事業による集積面積は、累計で4,772ha、うち新規面積は2,063haとなった。

県、市町、農業委員会など関係機関との連携のもと、これまで制度の周知、利用促進に取り組んだ結果、令和3年度の集積面積は701ha、うち新規面積は249haとなり、集積面積では、年間目標600haを達成することができた。

一方、コロナ禍の中、各種会合や話合いの機会が制限され、人・農地プランの実質化の取組みが停滞し、農地中間管理事業の推進にも影響が危惧されている。

こうした中、県では、「ねぎ産出額100億円プロジェクト」を展開し、令和5年度までの白ねぎ作付面積184haの拡大に向けて、関係機関と連携し、農地の確保、担い手の確保に精力的に取り組んでおり、今後は、ピーマン、高糖度かんしょ等の産地拡大に向けて、農地確保に取り組むこととしている。

また、県では、「令和4年度大分県農地集積重点戦略指針」を策定し、既存の担い手はもとより、新規就農者及び参入企業など新たな担い手の確保を進め、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化の更なる推進を図ることとしている。

さらに、国においては、昨年、「人・農地など関連施策の見直し」を公表し、今後の施策の対応方向について、農業委員会が現場で収集した農地情報等を踏まえ、関係機関がワンチームとなって、機構を軸として、農作業受委託も含め、貸借を強力に推進することとしている。

当機構としても、こうした県の方針や国における施策の動向等を踏まえ、関係機関と連携を強化し、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を推進する。

2 農地中間管理事業による集積目標

令和4年度 農地中間管理機構集積面積	700ha
うち新規集積面積	300ha

3 重点的取り組み事項

(1) 推進体制の強化と連携

農地中間管理機構駐在員と各市町の事業担当者、農業委員、農地利用最適化推進委員等が連携・協力して、農地の出し手と受け手の利用調整を進める。

また、農地利用最適化に向けた定期検討会等に積極的に参画し、情報共有・マッチングにより計画的な事業推進を図る。

(2) 人・農地プランの策定と担い手への事業活用の促進

人・農地プランの策定を推進し、農地の集約化に重点を置いて、将来の具体的な農地利用の姿（目標地図）を明確化する。認定農業者（個別経営体・集落営農法人・参入企業等）や認定新規就農者等に対し、農地中間管理事業を積極的に推進するとともに、多様な経営体など農地を持続的に利用する農業者への機構の活用を働きかける。

また、新規就農者や参入企業、園芸産地づくり計画に位置づけられた担い手等のニーズを踏まえた優良農地の先行借受け（農地中間保有）を推進する。

(3) 農地中間管理事業重点実施区域への重点推進

人・農地プランの策定や基盤整備事業に取り組む地区、大規模園芸団地推進地区等を中心に設定された「農地中間管理事業重点実施区域」の集積目標の達成に向け、関係機関が一体となって、農地中間管理事業の推進を図る。

(4) 農地の集団化・集約化の推進

担い手の生産性向上やコスト削減のため、人・農地プランにおける目標地図の実現に向けて、関係機関がワンチームとなって現場に働きかけ、担い手同士の農地の利用権交換（シャッフル）や集落営農法人の設立等による農地の集団化・集約化の取組みを進める。

(5) 遊休農地の活用促進

遊休農地の利用意向調査に基づき、機構の借受け条件を満たす農地については、機構がホームページで公表し、農業委員会の農地利用最適化活動等を通じて、出し手、受け手のマッチングを促進する。

また、将来に渡って持続的に利活用が見込まれる遊休農地については、機構が借受け、簡易な整備により再生し、その活用に努める。

(6) 農地中間管理権の更新への対応

農地中間管理事業の契約期間満了を迎える案件については、出し手、受け手に対する事前通知の徹底、契約更新案件の手続きの簡素化を図り、契約更新を進める。

また、農業経営基盤強化促進法等による相対契約からの利用権設定の移行を推進するとともに、相続未登記農地の機構利用を促す。

4 県と連携して促進する農地集積に係る主な施策

* () 内は機構による集積目標面積

- | | |
|------------------------------------|-------------------|
| ①「園芸産地づくり計画」に基づく園芸産地の育成 | 100.0ha (25.0ha) |
| ②人・農地プランの策定の推進とプランの実現支援 | |
| ③基盤整備事業の活用による担い手への集積・集約 | 42.0ha (39.0ha) |
| ④集落営農組織、新規就農者、企業参入等の担い手への集積 | 151.3ha (149.8ha) |
| ⑤自給飼料の増産と放牧の推進 | 5.0ha (5.0ha) |
| ⑥利用権設定の契約更新、相続未登記農地等の機構利用促進 | |
| ⑦農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化による連携強化 | |